

速記録

平成25年度 淀川水系流域委員会 専門家委員会（第3回）

日 時 平成26年 3月27日（木）

午前10時00分 開会

午後 0時00分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

新館3階 A会議室

[午前10時00分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局河川部河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは、定刻となりましたので、これより平成25年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第3回を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。よろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員でございますが、全委員10名中7名ご出席をいただいておりますので、定足数に達しています。委員会としては成立しておりますことをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。まず配付資料ですけれども、議事次第、座席表、淀川水系流域委員会専門家委員会委員名簿、資料-1といたしまして「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料【利用】」、資料-2が【利水】、資料-3が【維持管理】、あと資料-4といたしまして「平成25年度淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検に関する報告書に対する主なご意見(案)(未定稿)」、それから参考資料-1といたしまして、主なご意見の地域委員会、専門家委員会の一覧表、以上合わせまして5点でございます。不足資料等ございましたら事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は会議の進行に支障を来さない範囲でお願いします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、先日開催いたしました地域委員会でありますとか、あと近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますのでご活用ください。

携帯電話等につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。

会議の秩序を乱す行為、または妨げになる行為はしないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり退室をお願いしたりする場合がございますのであらかじめご了承ください。

報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。

以上、円滑な審議の推進に、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の方に移らせていただきます。中川委員長、よろしくお願いいたします。

○中川委員長

皆さん、おはようございます。年度末の大変ご多忙な中、当委員会に出席いただきましてありがとうございます。これまで1月20日と2月24日、毎月一回ずつやるというこの超過酷な過密なスケジュールで、今日は3月27日で第3回ということでございます。前回は、危機管理、それから治水、人と川とのつながり、それから河川管理等、そういったことを議論した訳でございますが、本日は淀川・宇治川・琵琶湖を対象として、利用、利水、維持管理ということでいただいてというふうに思っておりますので、活発なご議論よろしくをお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思います。まず1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果についてということで、対象河川は、淀川・宇治川・琵琶湖でございます。

それでは事務局から利用について説明をお願いいたします。

2. 議事

1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業と等の進捗点検結果について

(対象河川：淀川、宇治川、琵琶湖)

・利用

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長 田井中）

淀川の事務所長の田井中でございます。まず、私の方から利用についてご説明をさせていただきます。

資料-1の【利用】というものの1枚めくっていただきますと、1から17まで項目がございます。これにつきましては一点ございまして、この「湖面活用促進の取り組み内容・活用数」、この湖面利用が、天ヶ瀬ダムはものすごく切り立っておりますので湖面利用がございませんので、後ろには付けさせていただいておりますけど、布目ダムとか全てそういう木津川のダム群でございますので、まあ、軽く説明させていただきます。それから、「水辺の整備内容」については「無し」ということで、これにつきましては、水辺の楽校が木津川水系でございますのと、ふるさとの川を少し琵琶湖の方でやっておりましたけども、一応整備が完了してございますので、今の「無し」ということになってございます。それでは、次のスライドをお願いいたします。

まず、舟運の取り組み内容・水制工の整備数ということで。平成24年度につきましては、こちらにありますように舟運の方でございますけれども、自治体職員さん24人を対象

に伏見から八軒家までお船に乗っていただきまして、実際どういうことなのかという体験乗船をしていただいています。参加者の主な意見としては、毛馬水門から下流は川幅も狭くて見どころが多いんですけど、毛馬から上流はなかなか樹林があったり川幅が広いので景色がよく見えないというふうなのとか、やはり、下流・中流・上流と長いものですから、大体毛馬の水門から枚方へ来るのでも3時間以上お船だとかかりますので、そこから伏見へ行くというと、もっとお時間がかかってくるんで、下流・中流・上流と区分してそれぞれの区間で何か演出を考えないといかんなあというのと。もう一つは、そういうことですので、例えば鉄道なんかと連携して、どこから乗ってどっかで降りていただくみたいな連携が必要じゃないかということでもございました。それからもう一つやりましたのが、「橋本の渡し」の実証実験というのをやっております。これはどういうことかということ、まさに橋本の渡しというのが昔ありまして、今は橋ができて無くなってるんですが、そういうところを今後の交流できないかということで、試行的に左右岸で、いわゆる島本町と八幡の橋本のところですけど、イベントの実施とか川の中から景色を楽しむ行事等が考えられるんじゃないかと、参加者ですけど。あと、災害時に渡しを活用できないのかなと、あるいは合同で試行でやりましたので、今、枚方と高槻までしか船着き場がございません。それ以上、上はまだ掘削等これからしていくこともありまして、やっぱり船着き場みたいなものの整備が要りますというのと、家族連れをターゲットにする必要があるんで、船に乗るだけだと余りあれなので、やっぱり自転車、自動車との連携が必要じゃないかと。それと最後に、耐震、いわゆる地震のときのいろんなことをやるために、水上の訓練を実施させていただいております。あと、24年度は、淀川本川で水制工を2基、いわゆる大阪府さんの取水場のところが取水障害が出たりとか、ダイナミックな少し大堰の運用をする上でそういうのが出ましたので、2基整備するとともに、川の堆砂状況について今モニタリングをしております。そのモニタリングは大体終わりました、一昨日くらいからまた6月いっぱい出水期前までで、またダイナミズムということで少し水位を下げたときには増やしてという動かしを今やっているところでございます。点検結果といたしましては、イベントを通じて社会実験等の取り組みが継続されていると。それから、今後も水面利用により好ましい舟運につきまして引き続き検討していくとともに、関係機関と協力して不法係留船対策の取り組みを実施していくということになってございます。次お願いします。

それで、次が不法占用の是正に向けた取り組みということで、秩序ある河川利用に向け

での取り組み内容・誘導・規制数ということで。一つは、琵琶湖の川で警告を取って、一隻不法係留がございましてその是正ができた。それから、淀川の事務所はどうしても大堰の下流に大阪府管理時代からたくさん不法船がございまして、これにつきましては、この棧橋の設置者に対して指導を行ってございます。それで、平成24年度につきましては、19年度に比べまして14隻の不法係留船が減少してございます。それで、不法係留船とか廃棄船の現地調査結果を関係機関で共有して、今後とも不法係留船対策を実施し継続して取り組んでいきますということでございます。次のスライドをお願いします。

次が水難事故防止に向けた取り組み内容でございます。淀川の事務所ではレンジャーさんがいろんな子供さんがされる活動に合わせまして、小学生を中心に川での注意点ですとか、流されたときの対処方法を、実際、川とかプールで体験していただきながら安全指導を行っておりますし、ライフジャケットの重要性やスローロープによる救助法も行っております。それから、琵琶湖につきましては、野洲川の河口から7.2kmに落差工がございまして、子供さんの水遊びに非常にいいところございまして、家族連れとかそういうのが多いことから、注意看板をつけるとともに保護者に対して危険な箇所には行かないようには注意を呼び掛けてございます。

それで、24年度は9件そういう水難事故に関することをやっております。一つは先ほど言いました河川の防災スクール、あるいは川で遊ぼう、魚をとろうとか、そういうときにも装着指導ですとか安全講義なんかを行ってございます。また、淀川河川敷のフェスティバルのときにレンジャーさんと連携して、水中歩行とか、水没ドア開閉の水害体験実験施設を淀川河川事務所が持っておりますので、そういうようなものを設置していただいて、参加者の人に実際に、水が流れているところで歩いてもらったり、どれくらいの水深になったらドアが開かないのかというような啓発活動を行ってございます。実技実習や川の利用者の防災情報の提供を通じて水難事故防止の活動が着実に行われまして、引き続き、それらの取り組みを進めていくということでまとめさせていただいております。次のスライドをお願いします。

次が河川学習などの実施内容・回数ということでございますけれども。一つは、淀川河川事務所は、これは前もありましたように、ジュニア河川レンジャーなんかでいろんなそういう環境学習をやっている、あるいはこれも人と水のときにお話ししたように、クリーン作戦で人が出ているということで、24年度は1万100人以上の方がクリーン作戦にご参加いただいているということでございまして、河川レンジャー等と連携した環境学習やク

リーン作戦が継続的に行われておりまして、河川に関わる人材育成の支援やNPOと連携した環境学習の場を提供していくなど、取り組みを進めております。次のスライドをお願いいたします。

次が、河川保全利用委員会の取り組み内容・回数ということで。まず、保全利用委員会でございますけれども、24年度は淀川で4回、琵琶湖で1回、猪名川で1回、計6回開催しております。ただ、木津川上流河川事務所につきましては、高水敷のこういうご利用がないということで、もともと保全利用委員会は設置されてございません。それで、淀川の事務所につきましては、主な審議対象における代表的な意見でございますけど、適正な利用が進められてきているんですけど、ネットなどの設置物が出水時に流出しないような対策を引き続き検討していただきたいとか、補修するのではなく撤去についても検討してほしいというようなご意見が出ております。琵琶湖につきましては、24年度は審議対象がございませんでしたので、保全利用委員会の方と、直轄以外の利用状況等を目的に、県管理区間の現地調査などをしてございます。川らしい河川敷利用に向けて、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでございまして、今後とも取り組んでいきますということでございます。次のスライドをお願いします。

次は再掲でございますので、一度木津川で言いましたように、主に木津川で中心に24年度は2万㎡の是正をやっております。次のスライドをお願いします。

次は、バリアフリー化の内容、実施箇所ということでございまして、トイレの更新等をやっているものでございます。省略をさせていただきます。

次が水辺の整備ということで、先ほど言いましたように、水辺の楽校がある木津川上流だけでございますので、後でご参考にご覧いただければ、三本松水辺の楽校というのをやっているのと、過去の整備事例として、野洲川でふるさとの川整備事業というのを各市町村と一緒にやっているということでございます。人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められてございまして、引き続き地域の方々、あるいは河川レンジャー等の意見を聞きながら、地域に応じた水辺整備を行っていくということでございます。

その次が、小径の整備内容・延長でございますので、これについては、「人と川とのつながり」でご説明したので省略をさせていただきます。

その次が、迷惑行為の是正内容・対策箇所ということで、これは瀬田川の遊歩道でございますけれども、どうもバイクが入られて散歩されている方が非常に危ないということがございますので、バイクの乗り入れ規制対策といたしまして、こういうふうになってしまう

と車椅子の方が入れないものですから、バイクは入れないけどこのスペースで車椅子は通れるような車止めを一カ所だけ設置してございます。その一カ所対策をさせていただいて、今後ともバイクの走行に関する規制とか車止めの設置等の取り組みが実施され、河川利用者、近隣の住民の安全性は向上してきてございますけれども、今後とも迷惑行為の是正ですとか、関係機関と連携した規制やマナーの向上に取り組んで参りたいというふうに思っております。

その次がホームレスでございまして、淀川全体では平成18年度くらいには五百何十人おられたものが、現在、平成24年度が165人おられます。そのうち、淀川、宇治川は146人になってございまして、ホームレスに対応するために通常の河川巡視とは別に「ホームレス対策班」を設置いたしまして、定期的な巡回での居住指導実態の把握とかホームレスに対する取り組みを強化いたしますとともに、当然のことながらどこかへお移りいただいたら、またそこで追い出されたということになりますので、きちっと自治体の福祉部局と連携を図りまして、福祉部局のそういうところに行っていただくようなお話を連携してやらせていただいております。自治体の福祉部局の連携によりホームレスの居住数は減ってございまして、引き続き自治体の福祉部局等、関係機関と連携して対応して参りたい。それと、こういうもののうち、もう退去されておられないものにつきましては、確認でき次第速やかに撤去させていただきます。次のスライドをお願いします。

次が、三川合流部の拠点の整備内容でございまして、これも前回ご説明したので省略をさせていただいて、次が、歴史文化と調和した河川整備内容ということです。これは塔の島の景観構造検討委員会の実施状況でございまして、24年度については、一部、護岸の形状が決定されて掘削護岸の施工を進めてございまして、嵐山につきましても嵐山の検討委員会を設置して24年度に3回開催させていただいているとともに、地元連絡会も合わせて開催して検討委員会と同様に3回しながら、地域の御意見も聞いているところでございまして、地域の観光協会、学識経験者、地元自治体と連携して河川の環境や景観に配慮し、地域社会貢献できる整備案について検討を進めてございまして、引き続き検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

その次が、スーパー堤防でございまして、これは治水のときに少し詳しくご説明させていただきましたので、これも省略をさせていただきます。

それから、水源地ビジョンでございまして、これも「人と川とのつながり」のときに少し、ボランティアガイドをやっていますよとか、あるいはそういうものの展示展をや

ってますというご説明をさせていただいたので、これも再掲でございますので省略をさせていただきます。次のスライドをお願いします。

次が、ダム周辺の施設整備内容ということで、ここは天ヶ瀬ダムなんですが、ちょうど貯水池の末端近く、石山からやって参りますとここに石段を上がる非常に有名な立木神社がある。立木神社のちょっと下流くらいのところへ、ちょうどここへ大石川が流れ込んでまして、貯水池がありまして、そこについて河岸と河道の整備をやってございます。一つは、河道整備を行って河道を確保するのに併せて左岸側の盛土に際して、表土にオギの根などを移植したり、水陸移行帯を設置して良好な生物環境を作るとか、水位変動を受けて少し傷んで法面侵食侵食が進行しているので、そういう護岸整備等をさせていただいてございます。利用者の利便性を向上させるためにダム周辺の施設整備を着実に進めておるといところでございます。

次が湖面利用活用促進の取り組み内容ということで、これにつきましては先ほど申しましたように、天ヶ瀬ダムは切り立っており無いので、この高山、室生、布目のこういうところでボート教室とかカヌー教室、あるいはダム湖での釣り大会みたいなことをやらせていただいております、ダム周辺の施設整備により利用者の利便性が向上し、ダム周辺のカヌーや見学会が継続的に開催されておりますということでございます。

非常に簡単でございますが、以上でございます。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま、利用につきまして説明をいただきました。ただいまの説明につきまして何かご意見、コメント等ございますでしょうか。

○竹門委員

無ければ私がしたいんですけど、三つほど。

○中川委員長

それじゃ、竹門委員。よろしくをお願いします。

○竹門委員

はい、竹門です。まず、資料のページでいきましたら3ページになります。

舟運の促進ということで、その航路の維持のための水制工を設置しているということですが、ここに限った話じゃないんですけども、全体的な計画の中で、現在どこの段階にあるのかという位置付けについて教えていただきたいんですけども。まず、この質問につ

いてお願いいたします。

○中川委員長

はい、事務局どうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

水制については、そういう維持上、ものすごく深掘れがひどくて低水護岸が傷みそうなところとか、逆に取水口の周辺とかで、州が付いてきて取水障害になって、維持的な浚渫をものすごく繰り返さないといけないようなところ等、状況を見ながらつくってありまして、特にどこに水制を何基どういうふうに計画的につくるんだというよりは、当然出水で州が動いたり、あるいは川の中の状況も変わって参りますので、そういうような状況を見ながら入れさせていただいているという実態でございまして、特に計画的に、ここに必ず入れなきゃいけないとかいうことではなくて。特に今やっておりますのは、どうしても滞筋が固定化してて、深掘れと堆積が非常に顕著に出ているようなところは、少し逆に刎ね水制とか埋没水制とかいろいろなそういうようなものを検討するケースが多ございましてすけれども。

○竹門委員

環境委員会の議題の中で水制工の評価をする際に、これからどうしていくかという図面を一度見せていただいたことがありまして。計画上はかなり長距離にわたって設置していく試案が作られていたと思うんですけども、それについては、現計画では、その必要に応じて必要なところに付けていくというそういう計画ということよろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

多分、お見せしたのはその当時滞筋が固定化しているとか、あるいは深掘れが出てたり堆積が非常に進んでいるようなところについて、今後必要に応じて、この辺は入れる必要があるのかなということで多分お見せしたんだと思います。ですので、そこに全部、計画的に、例えば10年間でこれを全部作るとか。例えば、ワンドですと、整備計画上倍増やしましょうとかそういうものではございませんで、当然出水によってはものすごく川の中の状況が変わったりもしますので、そういうのを見ながら必要なところに入れていくので、どう言ったらいいんですか、滞筋のところのものが動いてたりしているようなところというよりは、どちらかというと定常的に深掘れが発生してるとか、そういうところに入れさせていただいているケースが多いですが。

○竹門委員

ああ、そうでしたか。いや、そうであるとする少し発言しないといけないと思うんですけども。というのは、その30年間の河川整備計画を実施する中で、その総合土砂管理についても進めていく必要があります。で、とめる砂防から出す砂防に、あるいはダムからの排砂ということも当然頭に置いた河道計画をして行かなくてはなりません。今後の土砂の動態はアクセレイト（他動詞：促進する、時期を早める）されていく方向に向かっていくわけですね。その中でこの舟運を維持していこうとしたら、現状よりも埋まりやすい状況を想定して順次準備をしていくべきだと思います。その意味では、この計画については、利用という観点だけから見るとじゃなくて、その土砂管理だとか治水管理、あるいは環境の管理と一体的に、どこにどう設置していくのがいいのかということ、かなり長期的なスパンで検討していく必要があるというのが、今のお答えへの意見です。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

そういう意味では、今、試験運行的に維持しているのが枚方までですので、そこにつきましても逆にいうと、今、土砂管理方法に基づきまして業者さんが年間の土砂量と、3年でしたか5年間の総合の土砂量を決めて維持浚渫をずっと、それは、航路の維持という形で淀川の砂を採っていただいております。ですので、逆に申しますとそこより上は今のところ河川の掘削等もこれからございますので、そういうところの中で、どういうふうにして濬筋というか、その航路部分が確保というか維持していける場所はどこにあるのかというのは、これから検討していかなきゃいけないなというふうには思っております。

○中川委員長

この、川らしい利用の促進というところで、舟運の取り組み内容というのと、水制工整備数というのが同じ位置にあるという理由をちょっと考えていただきたいというふうに思います。なぜ、ここに水制工というのがあって、舟運というのがここにあるのか。よろしいでしょうか。水制工の目的というのが何にあるのかということですね。その、取水に障害が出たということで水制工を設置して、洪水が出ても、土砂をたまらないようにするというので、水制工を設置する。それはそれとして独自に水制工の設置ということでそれはいいんですけども、ここになぜ、舟運の取り組みというのがあるのかということですね。これは私はペアだと思うんですよ。そういう見方で、おそらく竹門委員の質問というのはそこにあると思うんですよ。だから、舟運だけでなく土砂管理もそうです。ですから、そういう視線でやはり抜本的にこの水制の整備というのをもう一度検討いただきたいなというふうに私は感じました。事務局、何か意見ございますか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

そこにつきましては、現状ですとその維持浚渫等もして、特に航路上。まあ、ただいまその航路につきましてもさらに、深淺測量とかをして、今はうちの維持管理船、巡視船が動いているだけなんで、その辺、今後動く船の大きさとか喫水とかもございましてしょうから、そういうのも含めて、今後まあどんなのが動きそうになるのか。私が京都府にいたとき、舞鶴港なんかでしたら大きい船が入るようになると、維持浚渫とか航路浚渫をしないと大型船が入らないというお話も出てますので、舟運の取り組みの中でそういう舟運の利用を活性化させつつ、それに伴う船がどんなふうな形になっていくのかも見ながら、必要なものについては検討を進めていきたいというふうに思います。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。

竹門委員、もうあと二つほどあるんですね。よろしく。

○竹門委員

はい、すいません。二つ目は、ページでいきますと13、14ですね、この利用の観点で。もともと宇治川では鶴飼とか観光船、観月橋では船に乗って料理をいただけるような、そういう文化があったわけですけども、往年に比べて近年は寂れていまして商業利用が減っているのが現状です。で、私の質問はこの商業利用についての方針というのはどうお考えかということですね。つまり、促進していく方向で検討するのか、あるいは特定の個人の利益になるようなそういう商業利用というのは規制方向に行くのか。これについては、文化の方向性を考える上で非常に重要なポイントだと思います。

○中川委員長

はい、事務局、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

逆に申しますと、今、船着き場としてあるのは、京滋バイパスの下くらいに一つ旅館みたいなのが棧橋は持っておられたんですけど、そこは適正な維持管理もセットじゃないといかんというふうには思っております。この前も、出水時にそこのお船が流れて大堰までやってきたような事例もございまして。やはり、その出水期にお船をずっと係留するというのは、なかなか、やはり厳しいのかなとは思ってございましてけども、そういう意味では川に出られるイベントのときとかに持ってきてやっていただくようなケースはよくありますので、決してだめだとは思ってございません。ただ、私がいた太田川とかの川でし

たら、やはり出水時にそれが流されて堰なり橋なりに。だから、ずっと出水時にずっと係留していただいいていくというのは、よほど管理ががっちりする。あるいは、宇治川なんかは御存じのように非常に流速が速いものですから、そこで本当にそんなものができるのかというのがありますから、やはりボートみたいなもので持ってきていただいて浮かべて、ご利用していただいて、また上げていただくみたいなことはあるのかなあと。それで、筑後川にいたときは、やはり久留米大学のボート部なんかの艇庫みたいなものが川の堤防の裏にあって、やはり大堰みたいなものの湛水池のところで練習されたりしているケースもありますので。ただ、そういう方々もやはり、練習されるのは当然安全なときですので、終われば川の外にそういうものは運び出していただくという。だから、そういう体制が組めるのかどうかとかいろいろございますので、もし、そういうことがあるようでしたら、またご相談いただいたらいろいろと検討して参りたいとは思いますが。以上です。

○竹門委員

これをご質問した背景には、生態学会で広島に参りましたときに太田川で係留された船がレストランになってました。名前が牡蠣船という牡蠣専門の料理を出しているお店があって、結構誘引されましたのでね。川の利用としてはそういった方向性もあるのかなという事でお聞きしたわけです。

○中川委員長

はい、じゃあ三番目、いいですか。手短に。

○竹門委員

はい、手短に。三番目は簡単です。最後の方、17ページでご説明いただいた、ダム周辺の施設整備内容で、これは利便性向上等が目的だったとは思いますが、結果的に環境にとって非常によい効果を生み出すような事業になっていると思いますので。これは、環境の側にもこういう整備を通じて貢献しているというような評価を、リンクを張ったらいいいんじゃないのかなというのがコメントです。

○中川委員長

コメントということでよろしいでしょうか。

他、ございますでしょうか。大久保先生。

○大久保委員

今の竹門委員の御質問で、ちょっと一個だけお伺いしたいんですけども。舟運とか商業展開という観点では、鉄道との連携も必要ではないかと。船だけで行くのはなかなか難

しいというお話もあって、地元の自治体とはもちろん連携されていると思うんですけども、舟運事業者さんの他に鉄道事業者さんと何か調整できるような場というのはあるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

一度、舟運協議会みたいな市町村との連携の中で、今でも枚方市なんかは不定期ですけども、イベントに合わせて観光船を出されたりとか、あと京阪何とかというお船のものが定期的に八軒家から枚方まではお船を出されたりはしています。我々としてはこの前一度やらせていただいたのは、いわゆる旅行会社なんかにアンケート、あるいは体験みたいなものをさせていただいたりして、いろんなそういうニーズ調査みたいなものはしてございますけれども。

○大久保委員

ありがとうございます。宇治・伏見連携などでは、この取り組みとはまた別個に、例えば、京阪さんに自転車を持ち込んで載せてもらえないとか、それから自転車マップとの組み合わせで宇治川との連携でできないとか、いろいろな取り組みがあると思いますので、そういうのと連携できるといいと思います。

○中川委員長

そうですね。たしか、八幡の駅には自転車を借りて乗れるというのが、何かそういうのがありますね。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

はい。

○中川委員長

今、大久保委員がおっしゃったような、こういうのが活性化できればいいですね。

私の方から、これは7ページをちょっと開けてもらえますか。写真なんですけど、是正前と是正後と、これは同じ場所ですかね、これ。角度が違うのかな。方向が違うのかな、同じ場所であっても。どう見ても同じ場所には見えないけど。

○大石委員

うん。是正前は左岸ぼくて、後は右岸ばいですよ。

○中川委員長

うん。だから撮る方向が違うのかどうかわからないけど、場所は同じなんですかね。いや、一応ちょっと確認お願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

はい。ちょっと確認をさせていただいて、できるだけ方向なりそういうのがないようさせていただけます。

○中川委員長

よろしく申し上げます。

それと、もう一点、その不法係留の件ですけど。これは事前説明のときに言っていて、イタチごっこだなと感じました。ウォーニングをかけたらちょっと他へ行つて、またしばらくしたら戻ってきてっていう。結局そういうことでなかなか、減るとは書いてあるんだけどそんなに抜本的には減っていないと。何かその、抜本的な対策の必要性というようなものを感じるんですが。事務局はこれについて何か検討をされていませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

どこの河川も全部、不法係留に悩んでいるところは悩んでまして、河川法上は係留禁止区域を掛けられる制度はあるんですけど、原則的にはそれに見合う収容スペースを造った上でないと、なかなか禁止区域はかけられないという実態がありまして。そうすると、やはりマリーナみたいなある程度の収容場所をやっぱり確保する、私の知っているのは、木曾川のあたりのところもそういう部分もあつたり、いろんなところで悩んでましてですね。ところが、収容スペースが、公共マリーナみたいなものが今なかなか整備できないと。河川でも当然のことながらなかなか今制度的にもできませんし、自治体もそういうのがなくて。まあ、民間マリーナは三重のときもありましたけれども、やはりそういうところはそれなりのクルーザー一船とか、ヤマハなんかが持っていたところは、もう完全に名古屋なんかのそれなりのセレブの方がクルーザーを係留されるということで、保管費も高いということもあつて、なかなかやはり入れる施設整備ができないと。中には京都府なんかのときは、あれは宮津湾のときには、一部そういうこともあつて実態調査なんかもして、漁港なんかには漁船が今減ってるので、近くに漁港なんかがあつたときには漁港にお話をして、使わなかったスペースにそういうことで入れていっていただくようなことが、調整ができて解消してやっているケースはあります。今、漁港なんかでもそういうプレジャー系のものを余裕があれば留められたりとかいろいろ、漁協自体が今高齢化とかいろいろもう進んで、当然今までのようにたくさん漁師さんはおられなくてスペースがあいているような漁港もあれば、そういうところで、たまたまその近くに不法船の多い川があるとそういうところと連携して、あるいは府県とかと連携して、そこには一定スペース。そのかわり、保

管料は漁港ですので漁港管理者にお払いいただくというような形で、今ある施設を有効活用しながら入れられるスペースができたんで、一斉にかけて禁止区域を張ったような事例はございますけど。なかなかちょっと今、淀川でそういう場所が急にあるのかと言ったら、ないもんですから、まあ、非常に悩ましくて、解決策がなかなかないというのが現状です。

○中川委員

うん。まあ、不法係留によってとんでもない被害が出るとか、そういうこともないから、こういうイタチごっこみたいなことで、まあ、お茶を濁すといったらおかしいですけど一生懸命に頑張っておられるんでしょうけど、なかなか抜本的に解決できないという。それで、そういう場所もないので整備もできないということで。まあ、この問題というのは放っておくと、進捗点検して、これでいいよってなかなか言えないですよ。だから、本気で何らかの対策というか、案を考えていく必要があるのかなというふうに私はちょっと感じた次第です。ぜひご検討いただきたいと思います。

ちょっと時間も来てますので。ああ、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課課長 永野 代理 松原）

すいません、ちょっと不法係留の件なんですけども。淀川では、先ほど所長が申し上げたように、スペースの関係とかそういうものでなかなかうまくいっていませんが、他の河川では、九頭竜川でしたら下流にポートパークを造ったりとか、あと、紀の川沿川では、来年、国体が控えていますので、そちらの方でも下流の方で自治体と協力して留める場所を造ってみたいというのがございます。あと、J C Iという小型船舶の登録機構ですね、船には車のナンバーじゃないですけども、そういうシールが張ってあるんで、そちらの方で所有者を特定して、所有者自身に働き掛けていけるようなやり方をするとか、そういう取り組みも考えていきたいと思っております。

○中川委員長

はい、よろしくお願いします。

まだあろうかと思えますけども、まだ、後の方の議論をしていただくところがございまして、次の利水の方に移らせていただけてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。説明は森田所長ですか。はい、お願いします。

・利水

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 森田）

改めまして、淀川ダム統管の森田です。よろしく申し上げます。では、利水についてご説明させていただきます。利水では大きな項目として環境に配慮した効率的な水利用の促進と渇水への備えの強化ということで、指標としては全体で8つの項目について整理しておりますのでそれについてご説明させていただきます。

最初に、水利権の見直し、それから転用の実施状況ということで、見直しと転用のためのルールづくりの内容・件数ということでございますけれども。これを事前に説明させていただいたところ少しわかりにくというようなこともあったので、基本的な考え方について、事前の説明書より少し変わってきておりますけれども整理してきております。特に、見直しと転用のためのルール作りということでございますけれども、この水利権の見直しでありますとか転用につきましては、この二つ目のポツに書いてますけれども、利水者が将来の水需要を踏まえつつ渇水時の調整方法や利水安全度等を考慮した上で必要量を判断するために、この渇水調整の方法というのが重要な一つの要素となってくるということで、この渇水調整の方法について、いろいろと進捗状況を書いてますけれども、検討を行ってきたところがございます。しかしながら、ちょっと課題でも記載していますように、この渇水調整方法の検討に際しましてはいろんな利水者の取水制限によって差が生じるということで、利水者間での十分な利害調整が必要になるということで、なかなか進んでないのが現状でございます。その辺、ちょっと点検結果の方に記載してございますけれども、渇水調整方法の検討を実施したところであるけれども、水利権の見直し、転用までのルールに至らなかったとことで、引き続きこの渇水調整の方法についていろんな意向を確認しながら、いろいろ書いてます、まあ合理化に向けて調整を図っていきたいというようなことで、点検結果をまとめております。次申し上げます。

それから、次に、慣行水利権の許可の内容・件数ということで、これは前回、昨年もこの件についてはご紹介しておりますけれども、今年は慣行水利権の更新が1件ありましたけれども、許可には至らなかったということと、ここに図面を描いてございますけれども、農業用水について、これは木津川の上流の釜石揚水機場というところですが、用途廃止が一件あったというようなことでございます。点検結果の方は取水施設の点検あるいはこういった許可更新のときに働き掛けをいろいろ行ってきておりますけれども、24年は許可化ということはできなかったということでございますけれども、引き続きこういった機会を通じて働き掛けをしていきたいということで、整理しております。

それから、その次に水需要抑制の実施状況ということで、渇水対策会議の機能の拡大、

あるいは会議構成員の拡大及び常設化ということでございます。ここに渇水対策会議の改編ということで載せておりますけれども、従来渇水時にその都度開催していたというようなことでもございますけれども、これを平常時から情報交換して会議を開催しましょう、あるいは目的としても水需要の抑制等も含めた目的として改変していきたいというようなことでもございますけれども、それにつきましては記載してはありますが、今年度の進捗状況ということで、拡大及び利水者会議の常設化に向けて渇水調整方法の検討を引き続き行っております。主な利水者に対してはヒアリングを行ったということで。点検結果につきましてはこういった会議内容、運営方法について利水者それぞれの立場及び意見のいろんな相違があるということで、設立が難航しているというような状況でございます。これにつきましては引き続き理解が得られるようにということで、調整を進めていくということにしております。

それから、続きまして、水需要抑制の実施状況ということで、住民あるいは事業者等に対する啓発内容・回数ということで、ここでは水資源機構のホームページの例を掲載しております。水資源機構のホームページへ行きますと、ここに載せておりませんが、水が限りある資源であり、大切に使いましょうというようなキャッチコピーが頭に出てきて、それからさらに進んで行くところこういったホームページで、貯水率等を公表しております。これで、節水への意識向上を図っているところということでございます。引き続きまして水道事業者とも連携しまして、節水協力等の広報、啓発を実施していきたいということで整理しております。

それから、次に、既存水源施設の再編と運用の見直し実施状況ということで、見直しによって効果を上げ得る事案の調査検討内容という指標について書いております。ここでは桂川の日吉ダムの事例を紹介しております。これは去年も同じ事例をご紹介したかと思っておりますけれども、日吉ダムの下流の新町下地点というところで、確保流量を $5 \text{ m}^3/\text{s}$ から $4 \text{ m}^3/\text{s}$ にすることで、こういったダムの貯水容量を温存して使おうということで。説明するまでもないかと思いますが、河川の水量がどんどん下がって行って、 $4 \text{ m}^3/\text{s}$ を割って、例えば $3 \text{ m}^3/\text{s}$ になったときに $4 \text{ m}^3/\text{s}$ まで上乘せして上げられるのか、あるいは $5 \text{ m}^3/\text{s}$ まで回復させるのかという違いでございまして。当然 $4 \text{ m}^3/\text{s}$ までしか回復させないと容量がそれほど要らないということで、容量をそれぞれ使いませんでした。もしも、 $5 \text{ m}^3/\text{s}$ まで補給していたら、この青い線となつてかなり容量を使ったんですが。一応日吉ダムでは50%の容量を切った場合にこういった自主節水を開始しようというような

ルールもございますので、24年度でもしも5 m³/sで補給をしていたらぎりぎりそれを下回るようなことになったのではないかということで、これが回避できたよねというふうに考えております。点検結果としまして、日吉ダムにおいて、慢性的な渇水状況改善のため貯水量を温存するための検討・調整を行うなど、こういった見直しが進められたし、今後ともこういった利水者の協力を得ながら、こういった適切な運用に努めていきたいということにしております。

それから、その次に、新規水源の確保の内容ということで、ここでは、川上ダムとそれから天ヶ瀬ダムの再開発事業について進捗率を掲載しております。この黄色い部分が、進捗済み、あるいは緑が残された事業ということでございますけれども。特に川上ダムでは付替道路の工事が進捗したということ、それから天ヶ瀬ダムについては放流設備を着工したし、その他、工事用道路についても順次進めていますということでございます。で、点検結果としましては、こういった安定した水利を得るために、川上ダムや天ヶ瀬ダムの開発事業を実施しているところということでございますけれども、御承知のとおり、川上ダムにつきましては、検証の対象ダムということですので、このダム検証の場を通じて今、検証をしているところというような状況でございます。次お願いします。

それから、これは渇水対策会議の機能拡大、会議構成員の拡大及び常設化ということで、先ほどご説明した内容ですので省略させていただきます。

それから、最後に、渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況ということで、丹生ダムのことを書いております。今年の進捗としまして、渇水対策容量ですね。丹生ダムで確保するのか、あるいは琵琶湖で確保するのかということで、こういった案を総合的に評価して調査検討を実施して、丹生ダムの自然環境への影響についてのとりまとめを公表したということで、24年度の点検内容を記載しております。ご承知のとおり丹生ダムにつきましては、川上ダムと同様、ダム検証の対象ダムということになっておりますので、この検証に基づいて再評価を行っているというようなところでございます。

一応、以前にもご説明があったかもしれませんが、丹生ダムに関しましてはこの再評価の場、今年の1月までに幹事会5回と検討の場というのが開催されまして、先般その総合的な評価というのが示されたところでございますけれども、引き続き、この会議についてはこれから手続にそって進められるというような状況でございます。

以上です。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。ただいま、利水について事務局から説明をいただきました。ご意見、コメントございますでしょうか。はい、伊藤委員。

○伊藤委員

1 ページで、観点の3番、4番、7番に、水需要抑制の実施がありますが、以前から気になっていたところなので発言させていただきたいと思います。水需要の抑制は、もちろん渇水対策の一環としてリーズナブルなことです。一方、私は、大阪市水道局、大阪広域水道企業団の水需要予測の仕事も携わらせていただいて参りました。現在、大阪を含めて全国的に水道水や工業用水の使用量は減少傾向に有り、今後も減っていく見通しです。大阪府・市について言いますと、人口は結構持ちこたえているんですね。従来予測された人口よりも持ちこたえている。ただ、原単位が少し減少傾向にある。そして、減少が大変激しいのは業務営業用水というもので、このままいくと大阪が消滅するんじゃないかというくらいの勢いで減っている。それから、工業用水もご承知のように減っている状況です。こうした現況と将来見通しのもとでは、水道事業体は、今後、ダウンサイジングをしていかざるを得ない状況にあります。京都市の場合ですと、昨年までに、4つあった浄水場を1つ減らして3つにしたところ。今後、水道事業体はそのような対応を迫られていく状況にあります。

したがって、5 ページに記されている、住民や事業所に対する水需要抑制の呼び掛けや節水の啓発については、これはしなくても水需要は勝手に減っていく状況なのです。もちろん、どれくらい減れば渇水対策として役に立つかという目標レベルを明らかにする必要があります。ということで、水道事業体としては料金収入が減っていくので、経営上、大変困った状況にあるというのが現実であります。すなわち、事業体は、現在、節水とは逆に、水道水をいかに使ってもらおうかという方に頭を使っているんですね。例えば、健康のために水を飲もうという運動であるとか、あるいは、夏にミスト散布というのを各地でやるようになりましたが、そんなふうには水道水を使う新たな用途を見つけようとしていません。水使用量の増加まではいかなくても、何とか減少を食い止めようという道を探っているのです。したがって、この1ページの観点の水需要抑制というのは、そろそろ古いんじゃないかと拝見しておりました。

5 ページの下に、進捗状況と点検結果とありますが、点検結果で、水道事業者と連携して節水協力の広報、啓発等を書いています。これは水道事業者はもうやりません。現在の方向とは逆のことが書いてあるように思います。だから、下手をすると、国交省と水

道事業体が市民に出すメッセージが違ってしまうということがあり得ることになります。国交省は節水しましょうと言って、水道事業体は水を使ってくれというメッセージになってしまう恐れがあると。市民から見れば両者はどちらもお役所ですので、違うメッセージが出てしまうと混乱することになりそうな感じがいたします。

したがって、これからは、水需要の抑制や節水一辺倒ではない道を探っていく時期にもう入っているのだらうと思います。もちろん、水需要量の見通しに加えて、期待できる水資源量とその変動を踏まえた利水安全度の問題もありますから、水道事業体と連携と書いてあるんですけれども、よく調整をしていただいて、どんなメッセージをどれくらいの強さで出すかということを検討していただければありがたいと思っています。

○中川委員長

ここの進捗点検の点検項目の観点ですか、水需要抑制ということで出てきたわけですが、今、今は節水一辺倒というようなことでは問題を生むという、そのあたりのところ、ただいまのご意見に対して、事務局どのようにお考えでしょうか。どうしたらいいんですかね。これ、進捗点検をずっとやっていけば、今、伊藤委員がおっしゃったように、水需要抑制をちゃんとしているかどうかを我々はチェックしなければならないということになりますよね。一方、今、おそらく伊藤委員のご意見としては、そういう一辺倒のような時代、時代というか、そういう時期はもう古いと言っていいんでしょうかね、先生。もう少し正しいメッセージを出さなければならない、それに向かって国交省も河川整備の中で取り組んでいかなければならないと、そういうことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 梅敷）

先生がご指摘のような観点、確かにおっしゃるとおりかと思えます。我々も今後どうすべきかというのはしっかり議論すべきだとは思っておりますが、まず、この水利権の見直し、転用といった観点が、なぜ整備計画に盛り込まれているかという原点を整理してみますと、我々が社会生活をしていく上での利便性、あるいは、社会経済活動を進めていく上でのツールとして水が必要ということで、これまで開発ということに頼って、川の水を使うと、減らすということをどんどんしてきたと。その結果、やはり川の中の生物の生息、生育、繁殖環境に非常に負荷を与えてしまったという反省点がありますので、こういったことをカバーして、いわゆる河川の豊かな流れを回復する、ひいていえば、琵琶湖の水位低下の緩和を図る、そういったことを目指していくために、水利権、使わない水はやはり川に返していただくべきだろうということでこういう取り組みが重要ということで盛

り込まれたということでございます。

確かに水道事業者さんの立場も分かりますんで、一概にそれだけでそっちは知りませんというわけにはいかないと思いますので、こういった観点も踏まえて、今後、利水者さん、皆さんに集まっていただいて、常時から議論する場で、どういう方向に向かっていくべきかというのも含めて、議論していきたいというふうに我々は思っております。

○中川委員長

それがあれですね、利水者会議の立ち上げのあれですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 梅敷）

はい、ゆくゆくはそういうところに、そうです。

○中川委員長

ですよ。それが、いろんな立場の相違があつてなかなか実現していないという現状だということですが、それはなぜ、もう少し何か、その立ち上がらない理由というのは、答えられる範囲で結構ですけれども、何かあるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 梅敷）

はい。今、先生におっしゃっていただいたように、水利用をされる方も、上水道、工業用水道、農業用水等ございますし、それぞれその水を取られている権利も、自流と申しまして、大昔から川に流れている水を取られている方もいらっしゃいますし、あるいは、膨大な費用を投じて開発、いわゆるダムとかの貯水池を造って開発をされているという方もいらっしゃいますので、非常にいろんなご意見がございます。その辺の調整というか、進め方も含めて、どういった形に持っていけばいいかというところでちょっと時間もいただいているようなところでございます。

渇水調整の方の具体的な話にしてもやはり、これまでのルールを変えていくということがございますので、あるところは減る、あるところは増えるというのは議論がございまして、非常に悩んでおりましたけれども、主だったところにこんな案ではどうでしょうかという打診もしながら、近いうちにこの会議を立ち上げて議論に入っていきたいというふうに思っております。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。

この利水者会議というのは、渇水対策だけじゃなくて、今のような水道業者とか、あるいは、事業者とか、国の対策、それから、いろんな利水者、そういった人たちが、渇水の

みならず、どう正常な水を川が維持するのかとか、いろんな立場からこの好ましい水利用のあり方というものを考えていただければと思います。もう少し時間がかかるということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課 課長 梅敷）

なるべく早いうちには始めたいと思っております。

○中川委員長

はい。これも非常に大きな進捗点検のあれになりますね。一体いつになったらできるのかと、立ち上がるのかと。はい、どうぞ岩下さん。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

今、伊藤先生の方から啓発のことがございましたけども。例えば、5ページ目のところで、ホームページとかで今の状況とかを、常に啓発といいますか広報をしているわけですけども。まさに先生が言われた、量だけじゃなく利水安全度とか、そういうような形でというところがやはり重要になるかなと。例えば、流況がよくて、要は雨がよく降ったような年ですと、流況がいいときに、節水、節水というようなことじゃなくて、本当に節水をお願いしたいのは雨が降っていないくて流況が悪いようなときですから。そういうときに強弱をつけて広報というのものもあるのかもしれないですけども、我々の生活って、今年は雨が少ないからとか、こうとか。やはり、ふだんから節水意識というのは考えてくださいというようなことですけど、そこをもう少しうまくやっていくというのは、少し検討のしどころといたしますか、改善のしどころというところはあるのかなと思います。

今年度につきましても、淀川筋では余り渇水という言葉はなかった、余り世間では聞かれなかったですけども、全国的には今年度、昨年夏ごろにはかなり、雨の降り方にもよると思うんですけども、渇水が非常に頻発したと。例えば、近畿管内でも日本海側のところではあった水系もありましたし。やはり、水の使い方として、本当に困るときにある程度節水ということを普段からどう心掛けていただくかというところは、工夫しながらもやっていかなくちゃいけないのかなという感じは思っています。ただ、その辺は、やはり事業者サイドと、連携してとありますけども、そういう事細かなことまで連携しながらというところも、今後、重要なんじゃないかなというふうに思っています。

○中川委員長

そうしますと、そのまま観点として水需要抑制というような、そのことは、伊藤委員、どうでしょうね。伊藤委員はここにちょっとこだわりがあるというふうに、私は理解して

いるんですが。

○伊藤委員

こだわりというか、そうですね。平成6年の大渇水以後、節水に関してより力が入るようになったのはそのとおりで、今、おっしゃった利水安全度の観点から普段から節水を進めるといふこと、それは、そのとおりなのです。ただ、現在、そして将来にわたって、水道事業者は節水の呼び掛けはもう決してしないとします。逆に、使ってくれと言おうんです。そのあたり、市民が混乱するものになり、真面目な市民は本当はどっちなんやと思うのではないかと。なので、どういうメッセージをどれくらいの強さで出すかということ、水道事業者側とよく相談していただければありがたい、ということです。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。

大久保委員、どうぞ。

○大久保委員

基本的には渇水時の調整というのは互譲の精神なので、互譲の精神を普段から醸成するために対策会議のようなものが必要であるというコンセプト自体は決して間違っていないというふうに思うのです。それで、抑制は水事業者さんの今の立場と異なるのではないかと。このことに関しましては、重要なのは、抑制も含めたワイズ・ユースということだと思ふんです、賢い利用ということ。例えば、水を普段からうちでジャージャー流していいということはない、無駄に流しっ放しで歯を磨いてもいいということはいえない。それに対しまして、先ほど、伊藤委員からご指摘がありましたのは、例えば、ミストとして使うということですが、これは、環境全体で見たら、例えば、建物に入る前にミストで少しクーリングをして中に入ればクーラーの利用が抑制されるとか、そういう環境全体としての利用方法とセットだと思ふます。水をジャージャー無駄に流して使うのとは全然違いますので、どのように水を賢く利用していくのかというメッセージを出す。同時に、水はジャージャー流しっ放しにするのはやめましょうというメッセージは当然出してもいいということではないかというのが一点目です。

それから二点目としましては、今回の進捗状況が、一応全部「あり」で出てきているんですけれども、これは果たしてありなのかというものがあると思う。ちょっとは進展しているから大変とろとろした意味であっても一歩前進したんだからありではないかという見方もあるかもしれませんが、むしろ、これはやはり硬直しているということの前

提に、その要因分析をしてそれを明らかにして、今こういう状況なのでどうしましょうか
ということの論点をはっきりさせた方がいい場合もある。そういうことも考えてもいいの
ではないかと。例えば通常湧水が続いている日吉などでは、自主的な抑制ができてい
ることですから、水道をひねれば出るというのではなくて、毎日水とお付き合いしてい
る農業の利水者さんがいるところと同様に、水がどこから来て誰がどう使っているからど
ういう状況になっているのかっていう、水利用全体を市民が理解していれば、その湧水時
には節水協力を呼び掛けてもできると思いますけれども、普段からジャージャー使ってい
て湧水時に協力してくださいっていうのは、無理だと思います。水がどこから来て誰がど
うやっているからこういう水が使えているのかということの理解を促進するということ
では、一致できるのではないかと思います。

それから、やはり湧水に関しましては、今までの状況以上に、気候変動による異常湧水
対策が必要になってくる部分だと思います。気候変動に対する適応策は、かなり大きな課
題になっている部分ですので、ゲリラ豪雨と同様に、その逆も含めた対応という意味でも、
やはり湧水対策というものに対しては、平常時からの施策が要るということを前提に進め
るということは必要なのではないかというふうに思います。

以上です。

○中川委員長

先生、今のはコメントということでしょうか。

○大久保委員

はい。

○中川委員長

まさにおっしゃるとおりだと思いますので。はい、大石委員どうぞ。

○大石委員

今、大久保先生から言われたことを繰り返すような話をさせていただきただけなんですけ
れども、やっぱり水利権について、多くの市民の方が正確にというか、おおよそにも理解
していただいていないんではという現実がある中で、節水を促すということをする、市
民の意識をミスリードしてしまう可能性があるという点では、伊藤委員が言われたことと
同じだと思います。

一方で、賢く使おうということをしようと思うと、やはり公表する、その状態を公表
してその状態に合わせた使い方というものがある種考えてもらおうと。ただ、その状態に合

わせた使い方ということをしたとしても、水利権上、一秒一秒の流量をとるということになっているわけですから、そのあたりはもうちょっと上の話になってきて、近畿だけでは決められないというような話ではないかなと思うので、そこは早急に解決できるということは置いておいて、市民の意識をより正確に高めるという意味で、状況を正確に水利権のことなんかちょっと難しいとは思いますが、伝えるような努力をしていただいた上で、正確な情報を出していただくというようなことをお願いしていきなと思います。

○中川委員長

はい、事務局よろしいでしょうか。まあ、水利権者と許可側というか、それだけじゃなくて、一般市民というものも取り組んだその水とは誰のものだみたいなところも含めて、やっぱり見ていく必要がある、また、知っていただく必要があるということでしょうね。

○大石委員

そうですね、はい。

○中川委員長

事務局、よろしいですか。（ここまで）

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課課長 永野 代理 松原）

水利権担当でちょっと。すいません、本日課長代理で来ております、水政課課長補佐の松原と申します。

○中川委員長

あ、松原さん。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課課長 永野 代理 松原）

水利権の問題なんですけれども、水利権は、各利水者さんから出される需要予測に従って設定されているもので、通常の水道とかでしたら、決して水利権を、余計目に与えていない。そういうこと自体が、多分皆様方に理解がされてないのかなと感じます。その需要予測で積み上げて行って、それに見合うだけの水利権を与えている。ただ、淀川ではもうその水利権、需要予測の中で一杯になっているという状況なので、新たな水利権を与えるのが非常に難しい状況です。あと、水利権は、物権的な性格も持つものです。その点からも、需要予測がきっちりしているものであれば、積み過ぎでしょうと言うのは、私共も審査しておるんですけども、難しいという状況ですので、その辺を皆さんに理解していただければと思っております。

○中川委員長

その、皆様というのは委員だっていう意味ですか。どういう意味ですか。誰が理解するの。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課課長 永野 代理 松原）

市民の皆様は、そういうところがなかなか理解されていないのが難しところです。なかなかこれを表に出して言う機会がないんですけども、例えば湧水になったりしたら、マスコミさんに、水利権はこういうことですよとうまく説明できればと思います。

○中川委員長

はい。堀野委員、どうぞ。

○堀野委員

時間、いいですか。

○中川委員長

はい、手短かに。せっかくです。

○堀野委員

伊藤委員が言われたようなことは、私も大阪の大学にいますし、前は堺にも住んでたんで非常に、こういった仕事もしてたんですが。僕は、例えば、その水道事業者が一般の方に対して水をもっと余裕のある使い方ができますよということをアピールすることは、僕は余り意味がないと。これはもう確実に減ってきて、今だったら一日350リットルくらいですかね、切るくらい減ってきて。当然それは、僕ね、生命環境という今、立場にいると、水を利用して水を消費するからということもそうなんですけど、結局汚すことですね。下水の量を減らすことが環境の負荷に対して、負荷低減に役立つという、当然今の食洗機の洗剤とか洗濯物の洗剤、それに使う水の量、減らせますよと。もっと減らしても同じだけ落ちますよというようなことは、僕の中ではいい傾向であると。そう考えると、一般家庭における水量消費というのは伸びる必要性は余りないなど。ただ、やっぱり工業的な利用というのは事業所で使う水といったものが、本当に絞って絞って、見掛け上効率がいいんだけど本当はもうちょっと使った方がいいのに、いい製品ができるのに、こんなに抑えられているという部分については、どうなのかというふうには思うわけです。

ただ、委員長が言われているように、この水需要抑制の実施というその観点というんですかね、この項目立てでいいのかと言われると、やっぱり、この最初にある6項目までの中にあるこの言葉というのは、やっぱり海外の事例を見てもアロケーションの問題であって、水をどんなふう適切に配分していくかというような指標目的、これを検討しまし

ようというような指標に置いた方がいいんじゃないかと。その後の7, 8にある渇水への備えの強化という意味で言えば、これは水需要抑制の実施というものが生きてくるだろうと。これ、二つのところに同じような項目と観点で書かれて整理するのは、その意味でちょっと見直しを図られた方がいいんじゃないかなと思う。

そういう意味では、一つちょっと疑問というかお聞きしたかったのは、その川上ダムのところ。結局、安定した水利用を確保するためといったときの、その前、観点ですね、安定した水利用ができていない地域の対策状況という部分。これ、具体的にどう捉えたらいいのかというのをお聞きしたい、質問事項として。前半はコメントです。後半は、いわゆるこの場合の受益って言うんですかね、それをどう考えたらいいんですか。

○中川委員長

はい。最初の点についてはコメントということでございますが。ちょっとその、確かに、7, 8の意味と3, 4の意味が、違いますよね。水需要抑制の実施というのが。ちょっとこれ、ご検討いただいた方がいいのかな。このままでいいかどうかも含めて、よろしいですか。観点。

それと、川上ダムのその安定した水需要、受益者どうのこうのっていうふうな、二つ目のご質問についてどうでしょう、事務局、誰が。よろしいでしょうか。じゃあ、森川さん、お願いできますか。

○河川管理者（水資源機構関西支社 副支社長 森川）

はい、水資源機構関西支社の森川でございます。7ページの安定した水利用ができてない地域という観点がございます。そのために川上ダムを実施しているというご説明になっているわけですが、ここで安定した水利用ができてないと言ってますのは、暫定水利権と言いますか、この地域で、その川上ダムができることを前提に暫定の水利権が与えられているということでございます。ですから、将来的なその川上ダムができるということを前提に、暫定的に、安定した水利ではないけれども認められているという状況の地域だということでございます。

○中川委員長

堀野委員。何かわかったようなわからんような。はい、どうぞ。

○堀野委員

いずれにせよ、何て言ったらいいんですかね、川上ダムのごく周辺の地域という、そういう理解ですか。

○河川管理者（水資源機構関西支社 副支社長 森川）

そうです、はい。伊賀地域です。

○堀野委員

はあ。いや、言わんとすることはよく理解できますが、何て言うのかな、この淀川流域委員会のように、こう広い範囲内であるダムについて、その安定供給がどうこうということになると、これ広く解釈すればもっと、要するに、流域全体と言ったらおかしいですかね、例えば淀川河口付近であっても、その恩恵を被ると言ったら変ですかね、新たな水資源を開発するということは、それは先ほど言ったように、配分する問題になるので、上から順番に広く薄くでも配分できるポテンシャルは秘めているわけですよ。だから、そういう意味で、管理実態を変えていたり運用を変えていたりすれば、全域に対してその恩恵はどうか、その効果が配布できますよという考え方も一つありますし。ここで開発した部分は、この部分に新たに、何というか水利権として付与するための開発案にすると、そういった捉え方ももちろんありますが、それはハード的な問題というよりは、運用管理上の問題になってきますよね。その辺をちょっと。何でかと言うと、そういうのが全て先ほど言った、節水しなさいよとか、ここにこう使いましょうねということで全て関わってくるので、ちょっと気になっただけです。

○河川管理者（水資源機構関西支社 副支社長 森川）

そういう意味では、確かに淀川の下流の方に供給するというか、そこの水需要ですと水系全体で何とかしていこうという話ではあるんですが、ここは、これもダムの検証の対象にはなっているんですけども、川上ダムのある伊賀地域で必要な水を川上ダムで確保しようというものですので、そういった地域の問題であるというふうに、それも含めて今ダムの検証中でございます。

○中川委員

この進捗状況と点検結果については、どうでしょうか、堀野委員。特にこの記述については何かございますか。これでよろしいでしょうか。

○堀野委員

この記述については。

○中川委員

よろしいでしょうか。

○堀野委員

はい。

○中川委員長

時間も押してますので、続きまして次に移らせていただいでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは資料－3ですね。維持管理について事務局からお願いできますか。所長うまく手短にお願いします。

・維持管理

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

はい。淀川の田井中でございます。資料－3の維持管理の資料をごらんください。

維持管理の項目は6項目ございまして、全て進捗があったという形になってございます。

では2ページをお開けください。24年度でございますけれども、堤防の点検結果としては、要補修カ所が27カ所、このうち11カ所を補修しましたとこう書いてありまして、これをぱっと見ますと、27カ所直さないといけないのに11カ所補修したらあとの16カ所はどうだったんだとこうなるんですけれども。少しこれは言葉足らずで恐縮なんですけれども。まず、こういう形でこっちを見ていただいたら、草を刈らせていただいで、法面が壊れてないとかこういうのを点検させていただきまして、同じように護岸とかも見ます。こういう護岸に穴があいている、法面に崩壊があるようなところは、もう一々作業でチェックするんですけれども、中には、例えばヘアークラックって薄い、ぴきぴきって、こう筋が入っているとかそういうものも当然全部、要補修カ所、今後補修が要る可能性を秘めている箇所は全部洗い出します。ですので、中にはそういうものは、まさに薄い線がぴつと入っているだけなのですぐに直さなくてもよくて、経過観察をして、それがくつと開いてきたら直すというような場所もございまして、そういうところで数が違っていると。そうしたら、それは補修可能性箇所とか何か書いたら、というお話も地域委員会が出たんですけど、これにつきましては全国的に毎年見てやっていきますので、言葉が統一されておまして、その言葉を使わせていただいているということで。そういう点検結果は河川カルテなんかで整理をいたしまして、さっき言いました対策の要否、要否というのは要らないという意味じゃなくて、今すぐやらないといけないか経過観察をするかという優先度を判断させていただいて、例えば堤防点検では淀川管内では11カ所を補修してますし、琵琶湖では1カ所ございましたけど、言いましたように経過観察を行っている。ですので、法面が崩れているとか、空石積みの石積みがちょっと大きく動いているとかそういうもの

は積み直したりさせていただくんですが、状況に応じて、補修する、しないというのを判断させていただいていると。そういうようなものが、護岸ですと全部で84カ所のうち14カ所とか、堰、樋門ですと要補修カ所が37カ所のうち2カ所とか、ダムですと見つからなかって補修はしておりませんか、そういう形になってございます。ですので、点検結果は日常の維持管理を実施して、老朽化等から要補修箇所が増加する傾向には当然ございます。新しく施設をつくったら、どんどん、どんどん経年数は経っていきますので増加する傾向にあるが、損傷の程度や緊急性を考慮して補修を実施しているというのがございまして、引き続き日常の点検において継続的な監視を行い、変状が確認され河川管理上影響が出る恐れがあると判断される箇所については、分析評価に基づいて計画的な補修とか優先的な補修を実施して、適正な維持管理を努めて参りたいというふうに思っております。次のスライドをお願いします。

これがダムの機能の維持内容・堆砂量ということで、これが天ヶ瀬ダムでございまして、こちらは全部、他のダムは全部、日吉ダムが桂川水系、こちらは木津川水系のダムでございまして、堆砂率は堆砂容量の割合でございまして。天ヶ瀬については、もう今までもいろいろご説明をさせていただいたので、詳しい説明はもう省略させていただきますけれども、他のダムの堆砂量がこういう形でして。大体見ていただいたら、多いところはやっぱり経過年数が40年を超えているということで、ある程度年数に比例して当然たまりまして、その貯まり方も最初の初期段階はがっとう出て、それからある程度カーブは緩くなると、こういうこととございます。次のスライドをお願いします。

次が点検、補修内容の実施数ということで、許可工作物の点検事例でございまして、排水機場なんかは25カ所で12カ所、橋梁なんかだと77カ所のうち21カ所、樋門、閘門、陸閘の点検は36カ所のうち16カ所ということで、例えば、これは許可工作物の点検の事例でございまして、ある橋梁で水管橋がここに橋が架かっておりました。それはもう水道を流されない、ルートがかわったので撤去いただいたときに堤防の中に使用されていない水管橋の一部が残っていたところにつきましては、きちっと取っていただいて、堤防に影響のないような形にさせていただいたというような事例がございまして。ですので、こういう施設は当然全部重要な構造物なので、重要な許可工作物については機能を維持するために必要な補修が行われてございまして、今後も定期的な補修の対応を適切に行うように、それぞれ水管橋ですと施設管理者、橋梁ですと鉄道とか道路の管理者に指導をしていきたいというふうに思っております。

その次が、河道内樹木の伐採内容・伐採面積でございまして、24年度については71万㎡の河道内樹木の伐採を淀川水系の各事務所がトータルとしてやっております、24年度末の樹林化面積は209万㎡ということになってございます。淀川河川事務所管内ですと、この約71万㎡のうちの65万㎡の樹木伐採を24年度にさせていただいて、リサイクルの観点から希望者を募って無償で配布するような取り組みも続けてございます。琵琶湖ですと、野洲川で、やはりチップ化をして無償配布をしているということで、樹木伐採については改修事業と合わせて水害とか河川利用者への危険性の高い箇所、あるいは管理上支障になっている箇所を対象に計画的に実施させていただいて、今後とも状況なんかを確認しながら計画的にやっていきたいというふうに思っております。

次が、堆積土砂の除去内容・掘削量でございまして、24年度については土砂採取としては12万㎡、先ほど言いました、枚方から下流については、この砂利採取として採っていただいておりますので、12万㎡堆積土砂を取られましたし、淀川の枚方地点とか他のところで約3万2000㎡の堆積土砂の撤去を実施しております。なお、樋門操作の支障のある箇所、いわゆる樋門の前ところに土砂が溜まったりすると、樋門を開けて排水しようとしたときに障害になりますので、そういう箇所ですとか、砂州が付き始めている箇所など、巡視によって確認され次第、そういう管理上支障となるようなところを掘削させていただいているということで、これが工事の状況です。河道内堆積土砂の除去につきましては引き続き定期的、あるいは大きな洪水も、先ほど申しましたように、18年でこういう州のつき方が大分変わっております、そういう出水後に河道、河床の変動とか管理施設、船舶の航行等の影響、あるいは河川環境への影響等判断しながら実施に当たっては住民ですとか、NPO、あるいは学識者の意見を聞きながら生態環境に配慮しつつ、実施していくというところでございます。

最後でございまして、ごみでございまして、ごみの不法投棄の状況及び処分量でございまして、24年度は河川管理行為として実施したごみの処分量は4,130㎡でございまして、不法投棄を警告するための看板につきましては9カ所設置して10カ所取っております。10カ所取ったのが琵琶湖がそのうちの一例でございまして、琵琶湖につきましては8カ所の不法投棄がなくなりましたので、そういうところは看板をとりまして、逆にまたそういう不法投棄が始まっている瀬田川で5カ所、野洲川で43カ所設置して不法投棄の是正をしていますし、淀川ですと新たに不法投棄があった10カ所に看板を設置して、淀川管内で260カ所、ごみを捨てないでくださいみたいなことは書かせていただくと。それから、

不法投棄の抑制につながる空間監視用のCCTVを2台ということで、これは抑制するためにはしておりますけど空間監視ですので、個人は特定できないというような形で引いた形のカメラを設置させていただいているということでございます。それから一応ごみの処分量でございますけれども、こういう不法ごみだけで4,000m³あるんじゃないかと、これは河川管理者が実施したごみの処理量ですので当然18号みたいに出水が出ますと、川にいったいごみが河川敷とかにひっかかります。そういうやつも、当然我々河川管理行為として漂着ごみみたいなやつは全部取って、管理者として処理してございますので、そういうのも含めた量というふうにご認識をいただければと思います。それで、河川内のごみ対策としては啓発活動とか啓発看板の設置も進めていますし、抑制のためのCCTVの設置等もさせていただいております。ただ、ごみの処理量の明確な減少傾向がないことから今後とも引き続きこういうごみを捨てないでください等の、ごみの不法対策を進めていくとともに、効果的な対策の実施の検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして何かご質問等がございますでしょうか。その前に、ちょっと前回に道奥委員から、このグラフなんかで、これは全部の管内の数値なのか、淀川管内の数値かということで、できればそういう管内で分けてほしいというような意見がありましたよね。今回これは全て図になっているものは、オール、全てですか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

これはオールです。

○中川委員長

中の数値は、進捗状況の中の数値は。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

進捗状況の中の数値もオールでして、ただ、その上にあります河川管理施設の点検後の対応みたいところで、淀川管内ではというのは、一応私どもの事務所管内でやらせていただいて。

○中川委員長

了解です。それを確認させていただいた上でいかがでしょうか。はい、竹門委員。

○竹門委員

2点ございます。まず4ページですね。これは一度前も申し上げたことがあるんですけども、排水機場ですとか樋門等は、魚や回遊性の生物からしたら障壁になりやすい場所です。こういった補修のときこそが連続性を改善するチャンスであるという観点から整理がされていれば、教えていただきたいし、もしされていないようであればそういった観点を加えて、例えば魚の上りやすい川づくりの対象に、加えていただいたらいいんじゃないかという、質問と意見です。

○中川委員長

それは点検結果に何かコメントがあればいいという考えでいいですか。

○竹門委員

その補修実施数というのが12カ所です。これからの中で環境に対する検討があったものが幾つあるか、そういう整理がありますかという質問です。なければないで加えて下さいという意見です。

○中川委員長

はい、いかがでしょうか。田井中所長。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

これは補修でござしまして、先生がおっしゃっているような大規模に施設をいじっているものではなくて、護岸がちょっと壊れたのでその護岸を積み直しましたとか、そういう補修ですので、そういう大規模に施設をいじっているわけではないものですから、そういうことをやれる余地がほとんどない感じです。逆に改築系のものでしたら大きく施設をいじるので何かいろいろできるんですけど、補修の中には、例えば樋門のところの巻上のロープが少したるんでるのでロープを張り直しましたとか、そういう小規模のものが修繕なものですから。

○竹門委員

わかりました。

○中川委員長

もう一点はいかがですか。

○竹門委員

もう一つは6ページでございまして、その砂利採取で12万 m^3 、それから堆積土砂の除去に3万 m^3 というそういう数字が出ています。これの使い道というか売上とか、結果的にこれがどう利活用されたかという質問です。

○中川委員長

いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

まず、砂利につきましては、当然来ていただいて採取する費用全て、もう砂利の方で逆に土砂採取法として許可してございますので、我々はこの区間のこういう航路維持で、年間何m³という縛りの中でエリアを決めてやっていただいているので、これについては全て今のものは、土砂採取されたものは、塗り壁というか左官用の砂になっていると聞いてございます。それから、逆に申しますと、あとの3万m³につきましてはまず公共間流用が主要でございますので、大半のものにつきましては、例えば、城陽の山砂利の跡地とか、ああいう公共間流用をまず主体としてやらさせていただきます。

○竹門委員

質問しました趣旨としましては、淀川本川の砂は、塗り壁に使う砂として非常に価値が高いついていう評価を聞いておりますので、そういう意味では、かつては、治水上採ってもらった方がありがたいという形で、土砂に対する価値っていうのは高くなかったんですけども、今や海砂利も減って川砂というのが非常に価値の高いものになっているはずですので、淀川の土砂っていうのをブランド化して高く売れるように持っていく、そういう商売っ気も必要なんじゃないのかっていうのが、言いたかったことです。同様にその前のページの樹林化の伐採したバイオマスをどう利活用していくのかっていう観点も、同じ見方から、将来は商業化の資源として活用できるような方向で検討していくことが、長い目で見たら必要な方向性ではないのでしょうかという意見です。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

淀川本川は広くて航路維持で、ある程度形があるんですけど、他の川でも土砂採取を禁止しているのは、戦前戦後の時期に、砂利を過剰に採取し、局所的な洗掘や施設への影響の発生、そういう反省もあって、堆積傾向にある淀川本川以外の土砂の採取を禁止させていただいている部分もありますので、そこはやはり今後とも河道の状況とか、状態とかも見ながらやらしていただければと思っております。

○中川委員長

まあ、こういった樹木をどういうふう処理するのか、あるいは資源として利活用するのか、浚渫した土砂を資源として活用するのかということも、何らかの点検結果の中に今後含めていくのかということがありますけれども、いかがですかね。それは、特にここで

はそこまでは行ってないんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

今は無償配布で、やれる範囲の中でやらせていただいているということで、切った木につきましても大きさとか樹種もいろいろございますし、そういうようなこともございまして、やれる範囲の中でやらせていただいているということです。

○中川委員長

はい。竹門委員のはコメントということでよろしいですね。

○竹門委員

そうですね、将来的には。

○中川委員長

そういう視点も大事だということですね。

○竹門委員

そういうことです。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。大久保委員。

○大久保委員

すいません。5ページなんですけれども、6ページの方が環境の配慮で、住民、NPO、学識者の意見を聞いたとなっていて、5ページの伐採の方は、点検結果ではなくてその上の写真のところに、環境に配慮して云々という言葉が出てきているんですけども、これは具体的にどのようにやっている、この点検結果の書き方が5ページと6ページで違うので、そこは何かこう配慮の仕方に違いがあるから、こういう点検結果の書き方も違うのかということをお教えいただきたいと思います。

この上の写真を見ますと、何というかこのダンプか何かがガーッと通った跡が写っていることがありまして、これ、カヤネズミとかはどうなったのかなとか、ちょっと細かく言えば、こういろいろ気になる場所があつて。

○中川委員長

環境破壊ではないかと？

○大久保委員

どういうふうに配慮して、この写真がいいのかどうかよくわからないんですけども、どういう配慮の仕方が違うのかどうか教えていただければと。

○中川委員著

なるほど。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局淀川河川事務所 事務所長 田井中）

まず、配慮の仕方としては、同じように樹木についても聞いております。野鳥の会とかそういうところには聞いております。ただ、カヤネズミもそれも生息環境を聞いてまして、そういうなものがおられるという場所については、少し今桂川でさせていただいているんですけど、ブロックを分けまして、ワンプロックやると2週間くらい空けまして。そうするとその間にどうもお移りになるので、動かれるんでということで、カヤネズミの専門家の方からそういうアドバイスを受けながらやらさせていただいたりもしております。そういう意味では、スタンス的には同じでございますので、少し書きぶりはまた整合をその辺で取らせていただいたら。当然やる場所によって程度問題もございます。私ども、樹木伐採なんかやったら、特定外来種のアレチウリやったかたな、アレチウリはこの前環境委員会の方からご指摘いただいて、9月以降になると種を付けるので運び出せないんで、そこについてだけは工事をする場所とか、樹木伐採する場所にあるんだったら、9月までに全て見つけたら引っこ抜いてそこで持ち出してもらう分には種ができていないのでいいですとか、そういうこともしながらいろいろやったりもしてございますので、少しそういうところの表現は、できるだけ合わせるようにさせていただければと思います。

○中川委員長

はい。点検結果、特に5ページのところの書きぶりを修正していただくということかと思えます。

立川委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。立川委員のご都合が、12時になったらすぐに出られるということなので、できましたら、この維持管理についてはこのあたりにさせていただいて、もし何かございましたら事務局の方に個別に当たっていただければというふうに思えます。

と言いますのも、次、議事の2)がありまして、進捗点検結果。これは前回の危機管理、治水、人と川とのつながり、河川環境のとりまとめでございます。これのチェックをしたいので、ぜひ立川委員がいらっしゃるときにやりたいと思いますので、これに移らせていただいてよろしいでしょうか。

はい。それでは事務局、時間がかなり短くなっておりますけども、要領よく説明いただけますか。お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局、河川部河川計画課 課長 田中）

はい。資料－４のA４の縦紙の方になってございます。こちらは平成24年度の進捗点検の際も最後に主な意見ということでとりまとめさせていただいたものの、平成25年度版でございます。こちらの資料を作るにあたりましては、第1回、第2回の進捗点検の委員会のご意見、そして事前説明の際に皆様方からいただいたご意見を踏まえて主な意見をとりとまとめさせていただいてございます。

簡単に内容の方をご説明させていただきますと、大きく項目として、進捗点検の方法や指標に関する主な意見という形と、あと実際に事業を実施していくにあたって、こういうふうな配慮をした方がいいのではないかとというふうな意見、二つに分けてございまして、各々の項目ごとに各分野にいただいた意見を分野ごとに書かせていただいているという形でとりまとめさせていただいてございます。例えば、進捗点検の方法や指標に関する意見のところにおきましては、危機管理の分野で、災害が頻発しないようところで災害意識が高まるということが非常に大事であるので、こういう防災意識の向上の取り組みも進捗点検に入れる方がいいんじゃないかとというふうなご意見であったり、治水の分野では、高規格堤防について、区間設定の考え方というのも、もう少し可能な限りで示した方がよろしいのではないかとという話であったり、人と川とのつながりの中では、我々河川管理者が発信した情報というのが、実際どう受け止められているのかというのを把握していくということが大事であるというふうなご意見であったり、次のページになりますが、河川環境の分野では、実際事業をいろいろやるにあたって、エンドでどうだったかといよりも、過去から積み重ねてきた対策の効果というのが、現況でどうなっているかというふうな視点の評価というのが大事だというふうなご意見もありました。

また、事業実施に関する主な意見におきましては、危機管理の分野で治水というふうな視点だけではなくて、治水や環境等いろんな視点に相乗効果があるというようなものもありましたので、施策の方の相互の連携をやっていく必要があるんじゃないかとというふうなご意見。治水の分野では、総合土砂管理計画というふうなことをしっかりと立てていくということが大事だよというご意見。人と川とのつながりの中では、実際に現地をよく知っている漁協の皆さんとの連携を強化した方がいいというご意見であったり、河川レンジャーの皆様方で各事務所でいろいろと課題を把握されていると思いますので、その辺は水系内で情報共有するということが有用であるというふうなご意見であったり。あと、河川環境の分野では、外来種対策というようなものは、我々だけではなくて府県管理の支川と

一体的にやるというのが大事であるので、府県との協働体制というのを築いていくことが大事であるというふうなご意見であったりと。

そういうことで、すいません、全てご紹介できませんでしたが、今回委員会の中で出た意見を主な意見ということで、このような形でとりまとめを今させていただいているところでございます。

○中川委員長

はい、ありがとうございました。

この意見は自分の意見だというのは大体おわかりになるかと思います。いや、これは全然違うことをまとめているよ、私の意図したことではないといった、そういうことがあれば、御指摘いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

これはどういうふうにしたらいいですかね。ちょっと目を通していただいて、こういう今取りまとめの状況だということで、この場で特に委員の皆様方にチェックさせていただいて何かやっていただくということはございませんね。よろしいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局、河川部河川調査官 岩下）

事前説明のときにもいろいろご意見を伺ってそれも反映した形にしてはございます。ただ、もしさらにお気付きの点があれば今でも結構ですし、また、後、本日の分もございませぬのでそのときにもいただければと思います。

○中川委員長

はい、わかりました。となりますと、今日も含めて、今後どのようにまとめていくかということになりますけれども。それはどのように事務局は考えておられるのか、その点は。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

資料－４につきましては、前回、前々回の第1回目、第2回目でいただいたご意見をいただいております。当然今回第3回目のものがこれに追加する形になってございますので、事務局の方で今回第3回目の分のご指摘、ご意見を入れた上で、再度全部の委員の方にメール等で照会を掛けさせていただきたいと思っております。その結果を反映させて上で、その委員からの照会結果の意見もいただいた上で、また我々の方で修正し、そして、またその後は委員長とまた相談させていただければと思っておりますけれども。

○中川委員長

いかがでしょうか。事務局からそのような提案がございましたけれども、まずはとりま

とめていただいて、皆さま方にその結果を見ていただいて、またご意見をいただくということで、そのご意見をまたとりまとめて私の方で責任を持ってとりまとめさせていただくというようなことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それから、今後のスケジュールにつきましては事務局から何かございますでしょうか。特にありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

今、申しましたとおり、このとりまとめについて今のようなスケジュールで考えてございます。

3. その他

○中川委員長

そうですか、はい。多少ばたばたとしましたけども、これで今日の審議は以上でございますけども、まだ5分ほどございますので、立川委員、何か特にございましたら。

○立川委員

コメントのようなものでもよろしいでしょうか。

○中川委員長

結構でございます、はい。よろしく申し上げます。

○立川委員

直接、この内容に関わることとちょっと外れるかもしれませんが、今日の利水のところで、伊藤先生がおっしゃったようなその水利用のことにに関して、淀川水系で一体どういうようなときに渇水が起きるかというのは、分析というのは結構なされているのかどうかというのが知りたくて。それは単にその当該時期に雨が少なかったからではなくて、例えばその前の半年、琵琶湖の水位がどうであったか、あるいはダム貯水がどうであったか等、いろいろ関連すると思うんですね。それと関連して水利用がやっぱりどうであるか。特に渇水のときはやっぱり暑いもんですから、通常よりもむしろ水利用自身が増える可能性もありますので。何かその辺を少し科学技術的な分析をなされた後で議論しないとなかなか見えてこないのかなと、ちょっと思いました。

利根川でそういうような分析に少し関連したことがありまして、ちょっと利根川と淀川ですとやはり琵琶湖があるかどうかという大きな違いと、雪がどうであるかということも大きな違いがありますから一概には言えませんが、利根川は非常に複雑でして、そのときの当該時期に雨が降ったかどうかだけではなくて、その前の、その時期の前にどれくら

いその貯水位が、利根川水系8ダムを合わせてどれくらいあるかとか、融雪がどうであったかというのは非常に絡んでいて、必ずしも過去の状況を調べると、雨が少なかったから渇水が必ずしも起きているということではなくて、だから、見えてこないんですね。

それは大久保委員がおっしゃった、では将来温暖化したときにどうなるかということ考えたときに、じゃあ将来雨がどう減るとか気温がどう上がるだけでは、なかなか直接渇水と結びつかないので、何か過去の事例でやっぱりこういうようなときに組み合わせさせて、実はこういうようなことが組合わさると、まあ、平成6年はちょっと大きかったわけですけど、それ以外にもどうだったかということが、もしも過去に分析されているようでしたら、それをもとに何年かするとちょっと見えてくるのかなと、感触でございますが、以上です。

○中川委員長

はい、ありがとうございます。コメントということでございますけれども、そういう予測も踏まえた上で、どうメッセージを出していくのかということが重要だと思うんですね。のんびんだらりとして、節水してください、節水してくださいという、それは先ほども事務局の方からそういうやり方は余り良くないんで、工夫しようというようなお話がございましたけども。やはり、その裏で何をどういうことを分析してそういうことが出ているのかというようなことも重要なことだというようなことでしょうけども。

実際、どういうことをやっておられるのかというのを知らなくてもよろしいですか。ちょっとご説明いただければありがたいんですけども、よろしく願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 塚原）

先ほどありました琵琶湖の方に近い方の所長でございます、琵琶湖河川事務所長の塚原でございます。例えば、科学的にがちがちと計算をしているっていうものではございません。我々日々の天気の変わりに合わせて、日々、毎日、琵琶湖の水位に非常に影響のあります瀬田川洗堰というところの操作をさせていただいているということもございます。そういった観点からも、明確な傾向的なものというところはございませんが、概ねの琵琶湖の水位の状況をまず申し上げますと、春先は先ほども話がございましたように、融雪がありまして、その出水で琵琶湖の水位が上がっていくと。それから梅雨期で、それから台風期ということで、そのときには水位が上がってくることを見越して水位を一回下げるといった行為を行います。それから春以降でございますけれども、またそこについては、特段の大きな雨はないんですけども、継続的に流入をするということがございまして、水

位の変化としては、そんなに低下を思い切りしないというのが大体の一年のサイクルというところがございます。平均的に言ってしまうとそういうような感じでございます。

それで、何が一番厳しい状況かと申しますと、まずその前年度の秋に水位が十分に普通にあるというか、あまり変わらないという状況じゃないというような、ちょっと低いような状況になっている。加えて、融雪の出水がない、さらには梅雨の雨がなかったか、そういうようなのが全て重なってくると非常に厳しい渇水となる傾向にあります。まさに平成6年の渇水がそういうような状況だったというところがございます。我々は日々その過去のそういう状況、定性的ではあるんですけどそういう状況なんかも鑑みながら、日々のそういう天気に合わせて水位の調整というのを行い、きっちり渇水にならないような形で運用をさせていただいていると、そういうような状況でございます。

○中川委員長

いや、あのね。気候変動ということになってくると、雨になるのか雪になるのかというのが非常に厳しいわけですね。冬場のそういう降雨、降水というか。琵琶湖あたりが雨になるのか雪になるのか非常に微妙な位置にあるというようなことを聞いております。今、琵琶湖の周辺では雪だけれども、何度か気候が急に暖かくなれば雨になって冬場のまさにさっきおっしゃった雪の少ない状況が常態化する可能性もあるし、一気にまた寒い冬の場合もあるし、その変動が大きくなってくるといことで、近い将来、今まで培ってきた経験というのがなかなか使えないような時期が来る、それが、先ほど大久保委員がおっしゃっていた、将来気候変動なんかを考えたときに、水需要というのは一体どうかというようなことだと思いますね。そのあたりのところは何か1分くらいで言えますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 事務所長 塚原）

今後、我々の方もそういうことがないかどうかということをお真摯に受け止めたと思っています。ただ、一つ申し上げさせていただきますと、今年度の場合は、本当に春先かなり水としては少ない方の状況で、最低限下流の方に放流させていただくということで渇水になるのではないかとこのように思っていたら、9月期に洪水で一気に水位が回復したということで、もう、まさに日々読めないような事態になることもあるというところもございますので、そういうところなんかも踏まえながらも、我々検討して参りたいと思っております。

○中川委員長

ありがとうございました。それではマイクを事務局にお返しします。

4. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 成宮）

どうもありがとうございました。本日の議事録ですけれども、事務局で取りまとめさせていただいた上で、各委員にご確認いただいた後にホームページで公開させていただきたいと思えます。

今年度の委員会につきましてはこれで終了ということになります。1年間どうもありがとうございました。来年度の委員会の日程につきましては、また後日改めて調整をさせていただいた上で決定したいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

先ほど委員長の方から調べておいてというようなことで、ちょっとわかりましたので。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 村上）

先ほど、利用の7ページですけれども、写真がちょっと違うんじゃないのという話だったんですけど、今確認しましたら、同じ位置ということで、どうも左側の写真がアップしているところみたいなので、間違いないということでございます。

○中川委員長

あ、そうですか。はい。ありがとうございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 成宮）

はい、失礼いたしました。

それでは、これをもちまして、平成25年度淀川水系流域委員会専門家委員会の第3回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 0時00分 閉会]